

J A M 政策NEWS

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

本日、参院・厚生労働委員会で

雇用保険法改正法案可決

本日（4/24）参議院厚生労働委員会が開催され、午前中は参考人意見聴取、午後は質疑の後直ちに採決が行われ、午後4時20分、無修正のまま「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を与党3党の賛成多数で可決しました。

午前の参考人意見聴取では、連合・龍井総合労働局長が意見陳述を行い、勤労者の期待に逆行する内容として政府案を厳しく批判しました。

【龍井総合局長陳述要旨】

政府は、構造改革の流れの中で、規制の障壁を無くして雇用の流動化を促進することが、雇用拡大に繋がるという姿勢を貫いているが、まったくの誤りだ。本当に必要なのは需要拡大であり、雇用を生み出す力を強めることであるにもかかわらず、まったく逆の政策を行っている。いくら訓練しても職がなければ意味がない。今日の危機的な雇用情勢の原因は政府の失政にある。

基本的な問題を解決しないまま、単なる雇用保険財政の帳尻合わせでは、一過性の対処でしかない。真のセイフティネットの構築が必要。給付の削減はすべきではなく、政府の責任で、一般会計から補填すべきだ。また、失業の長期化や求人の年齢差別の問題にも目を向けるべきだ。

地方JAMからの要望が国会の場で雇用保険改悪の問題は、多くの地方JAMから、JAM本部に対して懸念の声が寄せられて

いました。特に、この時期にリストラに直面している単組の組合員は、いつから適用されるのか、詳細な内容はどうなるのかという不安を抱えています。ハローワークに行っても相談しても、施行日はまだわからない、資料もできていないという状況で、ハローワークの現場も混乱しています。こうした状況から、JAM本部は、昨日、龍井局長に申し入れ、5月1日施行は現場の混乱を招くことを、国会で訴えて欲しいと要請しました。

混乱を招く5月1日施行

これを受けて、龍井局長は、質疑の中で、「周知期間が短すぎることで現場は混乱しているという声が地方連合や構成組織から出ている。新しい制度の資料もない中で失業者は失業中の生活設計もできない。この法案には反対だが、仮に成立した場合には、政府は国民に対する説明責任を果たし、十分な周知期間をとるため、施行日を遅らせるべきだ」と述べました。

午後は、JAM組織内の今泉議員が、政府のトータルな雇用政策のあり方について厳しく追及するとともに、本法案に反対する意見を述べましたが、次の附帯決議をつけて、5月1日施行のまま、法案は可決されました。

< 附帯決議要旨 >

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1. 雇用保険が今後とも雇用のセーフティネットとして、その機能を十分発揮することができるよう制度の安定的運営の確保に努めること。また、将来的なあり方を十分検討し、基本手当・高齢者雇用継続給付の水準に十分留意すること。
2. 未適用の事業所に対する適用促進を強力に進め、雇用保険制度の適用範囲についての検討に努めること。パートタイム労働者の加入促進のため、その適用基準の周知徹底をはかり、事業主に対して指導を行うこと。
3. 雇用保険三事業の各種給付金等について、政府は政策評価を適切に行い、失業予防や再就職の促進に有用であると認められるものを実施するよう見直しを行い、さらに中小企業の利用促進に配慮し、不正受給の防止にも万全を期すこと。
4. 改正雇用保険法の実施にあたっては、その周知徹底について遺漏ないように努めること。
5. 65歳までの継続雇用を実現するため、高齢者雇用対策の抜本的な見直しを行うこと。
など、計12本